

労働社会保険制度をめぐる法改正、人事労務管理のトレンドを正射必中します

## 【特集】 労務管理の経営分析 【後編：労働生産性】

「人」が働く企業において、会社の人的資産が適正配分されているか、有効に機能しているかどうかを見極めることは容易ではありません。しかし労務管理の分野でも決算資料等を活用して、ある程度、自社の現状を数値的・客観的に把握することは重要です。労務管理の経営分析について、基礎知識を2回にわたってご紹介します。後編の今月号は「労働生産性」についてです。

**労働生産性**：労働者一人当たりの付加価値額。投入された労働力の効率性を計る尺度として活用

### 【労働生産性 = 付加価値額※ ÷ 労働者数※】

※ 付加価値額（日銀方式） = 経常利益 + 人件費 + 金融費用 + 賃借料 + 租税公課 + 減価償却費

※ 労働者数の代わりに「労働時間数」で算出する方法もある

【主要産業別の労働生産性（2022年度実績）】 2023年企業活動基本調査 ※経済産業省HPより抜粋

業種	付加価値額(億円)	常時従業者数(人)	労働生産性(万円/人)
全体	1,420,432	15,614,205	909.7
製造業	670,349	5,601,594	1,196.7
卸売業	195,469	1,590,557	1,228.9
小売業	181,502	3,462,441	524.2

**Point!** 労働生産性が、**低い** = 労働集約型の産業  
〃 が、**高い** = 資本集約型の産業

**Check!** 自社の労働生産性を計算しましょう

付加価値額 ( )円	÷	労働者数OR労働時間数 ( )人OR時間
---------------	---	-------------------------

## ! ここがポイント

### ● 非財務情報の分析

「ヒト」に関する財務会計情報には、感情やモチベーションなど数値で表せない要素が存在します。

同じ人件費でも労働者ごとの能力は異なり、同一人物でもパフォーマンスには波があるでしょう。

こうした数値化しにくい「**非財務情報**」が近年注目されています。特に上場会社では、環境や社会的責任（CSR）などを重視するESG経営、持続可能な開発目標（SDGs）に対する取組みも企業分析の指標として注目されています。

## 労務Room Q & A

**Q** 労働生産性を向上させる手段として、人件費を削減することは有効ですか？

**A** 付加価値額には経常利益が含まれるため、人件費を削減した分だけ経常利益が増えることになり、数値上では付加価値額は変わらず、労働生産性に寄与していないことになります。

例えば客単価や客数、目標作業時間、1人・1時間当たり売上高や粗利益などから自社の業種・業態に適した数値を分析してみるのも良いでしょう。

マイナ保険証の開始（保険証の廃止）

今月（12月2日）より現在の健康保険被保険者証（保険証）の新規交付が廃止され、マイナンバーカードを保険証として利用するルール（マイナ保険証）に変わります。

現在保有している保険証については、最長で1年間まで有効とする経過措置がありますが、それ以前に有効期限が到来する保険証については、そこで失効します。

マイナ保険証を発行しないまま保険証の期限も過ぎてしまっている被保険者が受診する場合は、資格情報が記載された「資格確認書」を窓口で提示することで、従来通り受診することができます。※ただし資格確認書にも有効期限があります。

これまでは新入社員の社会保険を加入手続すると保険証が郵送されていたので、進捗状況を物理的に把握できていたわけですが、今後は通知書での確認だけに頼ることになるため、今まで以上に書類上の確認・保存が重要になります。

かつての保険証は紙製で、本人と家族分の名前がまとめて記載されていました。単身赴任などで家族の居所が離れると単身者用の保険証を別に発行したりしていました。

1人1枚にカード化されたのが20年ほど前のことです。20年後にはカードレスの時代になり、顔パスのような生体認証で受診しているのかもしれませんが。



**【魚くん探知記】 今月の一尾**

**鮭：ほっけ**

俗説では、法華経の僧侶が北海道に普及活動をしなが、その美味しさも伝えたことから命名されたといわれています。

身が締まった国産の「真ほっけ」よりも、最近では脂ののったロシア（オホーツク海）由来の「縞ほっけ」が広く流通しています。

傷みやすい魚ゆえに、商圏が北海道を超えることは永らくありませんでしたが、**冷凍技術**が発達したことで全国的に認知されるようになりました。

ホッケの開きといえば今やスーパーや居酒屋の定番商品です。**アイスホッケ**様様とってよいでしょう。



**【一劇必撮】 今月一枚**



代々木公園

発行

Mikura Labor & Social Security Attorney Office

みくら社会保険労務士事務所

〒151-0053

東京都渋谷区代々木1-30-14

天翔代々木ANNEXビルB1F

TEL：03-3370-3733

FAX：03-6300-4740

URL：https://www.mikura-sr.com



mobile website

個人情報の保護に敏感です



SRP II 認証事務所



SECURITY ACTION  
自己宣言者



電子申請・情報セキュリティ  
宣言事務所